

STEP 1 学校運営協議会規則をつくります

教

コミュニティ・スクールをつくる際に、教育委員会は、教育委員会規則として「学校運営協議会規則」を制定する必要があります。このことにより、コミュニティ・スクールが法律に基づいた安定した仕組みであることを明示します。

学校運営協議会規則の項目

【決めるべき主な内容】

項目	つくる手順	留意事項
<input type="checkbox"/>	①目的	・法律（地教行法）に基づく仕組みであることを明示します。
<input type="checkbox"/>	②趣旨	・協議会の法的位置付けや役割を明示します。
<input type="checkbox"/>	③学校への設置	・所管する学校に学校運営協議会を設置できることを明示します。
<input type="checkbox"/>	④協議内容の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営のどの内容について協議するかを明確にします。 ◎校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。必須 （詳細な内容）（↑必ず内容に含める） （例）・教育課程の編成に関すること ・組織編成・学校予算の編成に関すること ・施設・設備等の整備及び管理に関すること ○学校運営について意見を述べるができる。（任意） ○教職員の任用について意見を述べるができる。（任意）
<input type="checkbox"/>	⑤委員の任命	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の人数や、どのような方々から選ぶのかを明確にします。 ・委員を地方公務員法上の特別職非常勤の地方公務員として任命します。
<input type="checkbox"/>	⑥守秘義務	・委員の役割の中で、注意しなければならない内容を明記します。
<input type="checkbox"/>	⑦任期・報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の待遇の内容を明らかにします。 ※委員の報酬については、各市町村の規則や条例に基づく対応となります。
<input type="checkbox"/>	⑧適正な運営確保のための措置	・委員の解任など、もしもの場合の 危機管理 として、教育委員会の役割を明らかにします。（危機管理も規則に示します。）
<input type="checkbox"/>	⑨学校運営に関する評価及び情報提供	・学校運営のPDCAサイクルを機能させるために、学校評価の機能を規則に位置付けることもできます。

※文部科学省HPでは、学校運営協議会規則の例（フォーマット）を紹介しています。
「学校運営協議会」設置の手引き「コミュニティ・スクールって何？」（2/2）
（URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1361007.htm）



Topics 【学校運営協議会の設置が教育委員会の「努力義務」になります。】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成29年4月1日より、「（教育委員会は）**学校運営協議会を置くように努めなければならない。**」となることが見込まれており、全ての公立学校へのコミュニティ・スクールの導入について、教育委員会が積極的に推進することが求められます。（※平成29年3月現在）

STEP 2 組織と体制をつくります

教 学 地

学校を応援し、実効性のある活動を行うための組織づくり・体制づくりを進めます。教育の当事者意識をもち、**学校（校長）とともに行動していきける委員を選定**することが重要です。また、学校運営協議会の下部組織として、いくつかの部会を位置付け、各部会において、地域の方々とのネットワークを構築することも効果的です。

学校運営協議会委員の基本的な構成

※校長の意見なども踏まえ、市町村・学校の規模や実情に応じた人数の委員を選定し、教育委員会が任命します。

- 自治会長 ●公民館長 ●PTA会長 ●大学教授 ●青年会議所代表
- おやじの会代表 ●同窓会代表 ●民生委員代表 ●接続する中学校の校長
- 当該校の職員 ●地域のコーディネーター など

★ 既存の取組などを活用すると、円滑に学校運営協議会をつくることができ、また、話し合い（熟議）がしやすくなります。

つくり方 1 学校支援地域本部 → 学校運営協議会へ

★ 各ボランティアの代表者やコーディネーター、構成員を委員に任命する。

※会議の中で、各委員がこれまでの学校支援活動を通して考えていた、学校を魅力的にするための具体的な方策について、積極的に話し合う（熟議）ことができます。

つくり方 2 学校評議員 → 学校運営協議会へ

★ 学校評議員を構成員として任命し直す。

※これまで校長の求めに応じて意見を述べていた学校評議員は、学校運営の状況をよく把握しているため、積極的に学校運営の改善・充実のための意見を出し、話し合う（熟議）ことができます。

※教育委員会の判断で、学校評議員制度を廃止することもできます。

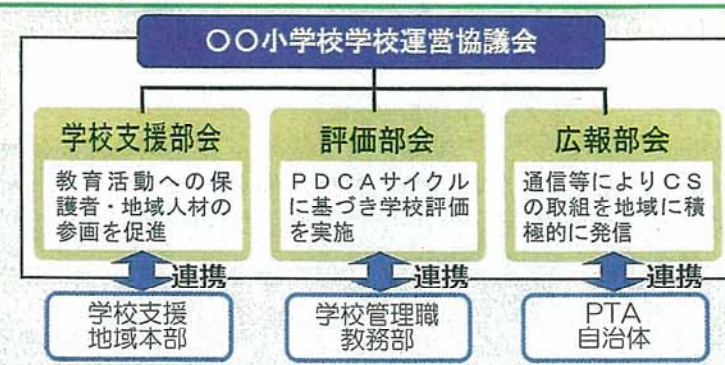
つくり方 3 学校関係者評価 → 学校運営協議会へ

★ 学校関係者評価委員を学校運営協議会委員として任命し直す。

※学校がこれまで推進してきた教育活動を評価していた学校関係者評価委員は、評価の結果から学校運営の課題をよく把握しているため、学校運営の基本方針の作成段階から学校運営の充実に対して意見を出し合う（熟議）ことができます。

Topics 【部会組織を位置付けている例】

学校運営協議会に部会組織を位置付けている学校もあります。部会組織をつくることで、学校を支援する様々な団体との連携が図られ、具体的な活動を進めやすくなるのが考えられます。



STEP 3 「熟議」(話し合い)により、目標を共有します 学 地

学校運営に地域住民が参画する際、話し合いによる「課題の明確化や共有」、「課題解決のための方策の検討」などが必要です。充実した話し合いとするために「熟議」を進め、テーマに基づいて本音で語り合うことが大切です。

① 「熟議」による目標の共有

「熟議」とは? 多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら、地域でどのような子どもを育てるのか、何を實現していくのかという目標やビジョンを共有するための話し合いです。これにより、学校と地域が目標を共有し、一体となって子どもの成長を支えることができます。進行役は、社会教育主事や学校運営協議会委員等が担当すると、スムーズに進みます。

【熟議のテーマ(例)】

- 地域として、どんな子どもたちを育てていくのか。
- 目標の實現に向け、子どもたちのために地域の力をどう活かすか。



【熟議の進め方(例)】～校長が作成する学校運営の基本方針について～

1 オリエンテーション	話し合う内容(「学校運営の基本方針」)を確認します。
2 テーマに関わる資料の共有	校長の説明(育てたい子どもかなど)などにより、情報を共有します。
3 熟議(前半)	話し合うべき課題を明確にし、付箋に理由を書きます。
4 熟議(後半)	「3」で出た課題の中で、グループで話し合う内容を決め、解決の方策(具体的な活動)を話し合います。
5 グループ協議のまとめ	「4」の話し合いの内容をまとめます。
6 全体で方向性を共有	活動への方向性を、コーディネーターがまとめます。

② 学校と地域が連携・協働した活動の推進 Action!

熟議の結果を踏まえ、保護者や地域住民の協力を得て、学校運営の基本方針に基づく活動に取り組みます。一度にたくさんのことに取り組むのではなく、できることから始めて、徐々に活動内容を充実させていくことが大切です。

～連携・協働活動例～ ※学校と地域の連携・協働により、学校運営の改善が図られます。

【学校運営の基本方針】
「基礎・基本の定着」

地域の方が先生となった
放課後学習

【学校運営の基本方針】
「防災意識の高揚」

学校と地域合同の
防災訓練

【学校運営の基本方針】
「豊かな体験活動の充実」

総合的な学習の時間で
基幹産業の体験学習

【コミュニティ・スクールの詳細情報】

- ・ 文部科学省HP……………http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm
- ・ 文部科学省FB……………<https://www.facebook.com/community.school.mext/>
- ・ 北海道教育委員会HP……………<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/hirakaretag/cs.htm>



○ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

北海道教育庁学校教育局義務教育課子ども地域支援グループ

直通電話 011-204-5753 E-mail: kyoiku.tikisien1@pref.hokkaido.lg.jp

Community School



地域とともにある学校づくり

3 STEPで導入 コミュニティ・スクール

Community School



北海道教育庁学校教育局義務教育課子ども地域支援グループ

コミュニティ・スクールは、地域住民等が学校運営に参画し、学校を応援する仕組みです。

① ② ③

- ① 参画 — 話し合い(熟議)により地域の子どもの課題や目標などを共有し、主体的に学校の教育活動に参加し、アイデア(計画)なども出します。
- ② 応援する — 教育を学校だけに任せず、学校と地域が一体となり、子どもたちを育てます。
- ③ 仕組み — 地域住民や教職員の代表などを委員とする「学校運営協議会」をつくります。(教育委員会の規則で設置)

「学校運営協議会」の機能

- ◎ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること(必須)
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること(任意)
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること(任意)

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正案では、学校運営協議会が「学校運営に必要な支援について協議する機関」であることが明記されています。

次の3つのSTEPで、コミュニティ・スクールを導入することができます。

教：教育委員会の役割 学：学校の役割 地：地域の役割

STEP 1 学校運営協議会規則をつくります 教 →P2

- 教育委員会は、教育委員会規則として、「学校運営協議会規則」を作成します。

STEP 2 組織と体制をつくります 教 学 地 →P3

- 教育委員会は、対象校の学校運営協議会委員を任命します。
- 既存の組織や仕組みをベースにするなど、推進体制を構築します。
- 学校運営協議会に部会組織を位置付けるなど、組織づくりを進めます。

STEP 3 「熟議」(話し合い)により、目標を共有します 学 地 →P4

- 学校と地域の人々(保護者・地域住民)との「熟議」(話し合い)により、子育てのビジョンや課題を共有し、活動の方向性を決めます。

Action! 地域の子どものために、学校と地域が連携・協働した活動の推進 ~Change our School~